

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6月28日

【会社名】 株式会社じもとホールディングス

【英訳名】 Jimoto Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 栗野 学

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

【電話番号】 022 (722) 0011 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 芳賀 隆之

【最寄りの連絡場所】 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

【電話番号】 022 (722) 0011 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 芳賀 隆之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月25日の第1期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

普通株式 1株につき金1円50銭 総額268,299,293円

B種優先株式 1株につき金0円23銭 総額 29,900,000円

C種優先株式 1株につき金0円83銭 総額 83,000,000円

D種優先株式 1株につき金0円11銭 総額 5,500,000円

ロ 効力発生日

平成25年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

平成24年12月28日に買入取得及び消却を行ったA種優先株式に係る該当条文を削除することと併せて、同日に行ったC種優先株式、D種優先株式の発行に係る、各優先株式発行要項と当社定款との整合を図るための条文の追加・修正を行うため、また、その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役12名選任の件

鈴木隆、栗野学、御園生勇郎、東海林賢市、高橋博、須藤庄一郎、斎藤義明、佐川章、田中達彦、芳賀隆之、坂本行由、熊谷満の12氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬等の額決定の件

第1期定時株主総会終結の時をもって、取締役及び監査役の報酬等の限度額について定めた定款附則が失効することを受け、あらためて取締役の報酬等の額については、年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額250万円以内）、監査役の報酬等の額については年額6千万円以内とする報酬等の限度額を設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合(%)	決議結果
第1号議案 剰余金処分の件	2,334,585	2,694	0	95.82	可決
第2号議案 定款一部変更の件	1,034,091	3,188	0	90.99	可決
第3号議案 取締役12名選任の件					
鈴木 隆	1,032,826	4,453	0	90.88	可決
栗野 学	1,033,734	3,545	0	90.96	可決
御園生 勇郎	1,033,736	3,543	0	90.96	可決
東海林 賢市	1,033,716	3,563	0	90.96	可決
高橋 博	1,033,055	4,224	0	90.90	可決
須藤 庄一郎	1,033,706	3,573	0	90.96	可決
斎藤 義明	1,033,055	4,224	0	90.90	可決
佐川 章	1,033,736	3,543	0	90.96	可決
田中 達彦	1,033,736	3,543	0	90.96	可決
芳賀 隆之	1,033,736	3,543	0	90.96	可決
坂本 行由	1,033,736	3,543	0	90.96	可決
熊谷 満	1,033,639	3,640	0	90.95	可決
第4号議案 取締役及び監査役の 報酬等の額決定の件	1,032,246	5,001	0	90.83	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案及び第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 第1号議案の優先配当金の議案が可決されたため、定款の定めに基づき、B種優先株式1,300,000個の議決権は消滅し、第2号議案から第4号議案において当該議決権を控除し決議結果を算出しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。